

## 会 議 錄

会議の名称	令和7年度第3回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 子ども・子育て会議
開催日時	令和7年11月4日(火) 10時00分 開会 ・ 12時00分 閉会
開催場所	川越市役所 本庁舎7階 第1・第5委員会室
議長(委員長・会長) 氏名	平野方紹会長
委員出欠 状況	出席: 17名 鈴木副会長、今野委員、松本委員、中田委員、梅田委員、 影山委員、井守委員、長谷部委員、山本委員、須澤委員、 鈴木友子委員、長峰委員、田代委員、近藤委員、福木委員、 浦松委員 欠席: 2名 有光委員、田村委員
傍聴人	1人
事務局職員 職名	こども未来部長、こども未来部副部長(こども政策課長)、 こども育成課長、こども育成課副課長、こども家庭課長、 こども家庭課副課長、保育課長、保育課副課長、母子保健課長、 療育支援課長、児童発達支援センター所長、教育財務課副参事、 教育センター所長、こども政策課副課長、こども政策課副主幹、 こども政策課主査、こども政策課主任
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 報告 (1) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について 4 議題 (1) 「川越市こども計画」の進捗管理について 5 講話 「子どもの権利の実現のために」(梅田委員) 6 その他 7 閉会

配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・委員名簿</li> <li>・保育所等の職員による虐待に関する 　　通報義務等について ・・・ (資料 1)</li> <li>・保育所や幼稚園等における虐待の防止 　　及び発生時の対応等に関するガイドライン ・・・ (資料 2)</li> <li>・「川越市こども計画」の進捗管理について ・・・ (資料 3)</li> <li>・川越市こども計画の評価シート (案) ・・・ (資料 4)</li> <li>・子ども・子育て支援法に基づく基本指針 　　(一部抜粋) ・・・ (資料 5)</li> <li>・子どもの権利の実現のために ・・・ (資料 6)</li> </ul>
会議要旨	<p>3 報告</p> <p>(1) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について、事務局より報告があった。</li> </ul> <p>4 議題</p> <p>(1) 「川越市こども計画」の進捗管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに策定した川越市こども計画の点検・評価について、事業評価シートの変更と、新たに基本目標評価シートを追加することにより、PDCA サイクルをより意識し、基本目標ごとに進捗管理を行っていく旨の説明があり、種々意見交換を行った。</li> </ul> <p>5 講話</p> <p>「子どもの権利の実現のために」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・梅田委員より、子どもの権利条約の4つの原則、こども基本法の6つの基本理念を中心に、弁護士としての経験を踏まえながら、川越市こども計画における権利の実現について、講話を行った。</li> </ul> <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より、第4回分科会は令和8年2月の開催を予定しており、日程が決まり次第、改めて正式な開催通知を発出する旨の説明があった。</li> </ul>

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>※本資料では以下のように表記する。</p> <p>川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (川越市子ども・子育て会議) → 分科会</p> <p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について 事務局より資料1、資料2に基づき、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について説明を行った。 説明内容の概要は以下のとおり。</p> <p>(資料1) 令和7年4月の児童福祉法等の一部を改正する法律により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について、令和7年10月1日より施行となった。これにより、保育所等の職員による虐待について、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置、都道府県が行った措置に対する児童福祉審議会等への報告、都道府県による虐待の状況等の公表、国による調査研究が義務付けられたものとなる。</p> <p>(資料2)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の改正により、国が作成した「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」も改正となった。</li> <li>・14頁のフローチャートのうち、川越市は中核市であるので、市町村かつ所管行政庁であり、両方の対応を行うこととなる。所管行政庁の対応にするとおり、虐待通報等への対応を実施した場合には、分科会において報告することとなる。</li> </ul> </p>
会長	今回の報告について、委員の方に意見を伺いたい。
委員	施設内の虐待については、職員一同、私も含め、絶対にあってはなら

	<p>ないものとして取り組んでいる。ただ、虐待についてポイントとなってくるのは、個人的要因だけではなく、外部的要因がどれだけあるのか、この2つの部分をしっかりとしていかなければ、根本的な問題解決にはならないと考えている。その人の環境がどうだったか、虐待が引き起こされやすい環境になっていなかったかどうかというところも含めて整理していかなければならない。事故、虐待ではなく、ヒヤリハットが起きたときも、そういったところを含めて精査していくことを大事にしている。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が関わる虐待については、原因が一つではない部分があり、原因が見えにくい事件が増えている印象である。</li> <li>・一方で施設内、自治体、県単位や協議会という団体内で研修はかなり行われている。私自身も直接的ではないが、研修を担うこともある。特に年齢問わず、入りたての方は何が虐待で、何が虐待でないのかということの整理がついておらず、悪い意味で寛容であったりする事例もある。従来の形とは異なる、研修を受ける人の状況や特徴に沿ったプログラムも必要であると感じている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園は教育機関で、教育となると、達成目標は必ず出てきて、また色々な行事に向けてのクラス運営がある。幼児教育の中では、親しむことや色々なことに触れて学ぶという形をとってはいても、クラス担任として他のクラスよりもとか、うちのクラスではというところで、それぞれ個人によって取り組み方の違いがあり、ちょっとした見栄的なものが発生してしまうと、本当は子ども達に楽しく、様々なことを学んでもらうはずのところが、させる、させられるというようになってしまって、結果的に達成させなければという形で、課題的になってしまってはいけないと想定している。資料1の8頁に分かりやすい事例がある。3歳児が苦手なものを食べることを嫌がって逃げ出すという、よくあるケースである。それに対し、考え方のポイントの中で、段取りを踏まえて色々と書かれている。こういった法律ができましただけでなく、定期的に具体的な研修を行って、全職員が参加するということがあつてもいいのではないかと思う。</li> <li>・どうしても個々の特性と発達や早生まれ等で違いもあるため、その子が困っていることにしっかりと目を向け、個別指導が図れるような体制作りをすることで、虐待が防げるのではないかと思う。子どもの発達の違いと、クラスとしてまとめなければいけない先生のクラス運営のバランスが悪くなると、個々の子どもにしわ寄せがいつてしまうことがある。個別に関われるよう、しっかりと予算をとって、</li> </ul>

	加配が付き、人手が充実するとすごくありがたいと思う。
副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前より、保育所の場合は、通園することに対する虐待を疑われるようなことは、すぐに児童相談所やこども家庭課へ通報義務があったが、10月から保育所の職員による虐待に対する通報義務というものが加わった。数年前、埼玉県内の公立保育所で、現在では虐待となるような強引な保育が発生した際、埼玉県保育協議会において、保育の質を高めるための振り返りリストを作成した。今回、国から出ているガイドラインにも、色々なチェックリストを作成し、保育環境をもう一度振り返るよう促す内容があり、職場環境也非常に大事であると思っている。</li> <li>・以前は、保育士一人一人が保育の力を上げていけば、保育所全体の保育の質が上がると考えられていたが、現在はそれに加えて、チーム力というか、お互いのコミュニケーション能力や、職場全体をチームとして考えていかないと、この保育所の職員による虐待の通報義務が機能しない恐れもあると考える。</li> <li>・我々の保育所も、長く勤務している職員と、最近、保育士となった職員とでは考え方には違いがある。長く勤務している職員には、考え方を変えるということと、最近、保育士となった職員は、若干保育が委縮しており、どんな言葉かけをしたらよいのか、これをやっていいのか、大きな声でこどもへ指導してはいけないのか、という迷いがあるので、様々な幼稚園や保育所等で、虐待を防止するための研修等が受けられるといいなと思う。</li> </ul>
会長	<p>先ほど話にあったように、どこまで関わるのか、どこからいけないのかということを、きちんと学習してもらうことが必要である。一方で、あまり萎縮しきりでも困るし、きちんとこどもに関われるよう、安心して保育ができるよう、研修等での普及も含め、考えていくべきだと思う。虐待がないことが、こどもにとって一番理想であるが、もし起きてしまった場合は、真摯に考えていきたいと思う。</p>

#### 4 議題

##### (1) 「川越市こども計画」の進捗管理について

事務局より資料3、資料4、資料5に基づき、「川越市こども計画」の進捗管理について説明を行った。説明内容の概要は以下のとおり。

(資料3、資料4、資料5)

- ・新たに策定した川越市こども計画について、基本理念の実現や基本目標の達成に向け、年度毎に事業の進捗状況を把握するとともに、

	<p>分科会において点検評価を行うこととしている。各所管課が作成する事業評価シートについては、より PDCA サイクルを強く意識したシートへの見直しを行う。こども計画において数値目標を設定している定量評価対象事業については、評価基準に基づき abcde で評価を行う。数値目標を設定していない定性評価対象事業については、事業を客観的に評価することが馴染まないため、評価は行わず、定量評価対象事業同様に事業の振り返り、現状の分析、課題の抽出、次年度への方向性を記載し、進捗管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに基本目標評価シートを追加し、6つの基本目標毎の取組状況や現状の分析、課題抽出を行い、翌年度以降の市の取り組みについて記載する。分科会においては個別の事業だけでなく、計画全体の方向性についても審議いただき、翌年度の取り組みや事業の見直しに繋げていくことを考えている。</li> </ul>
会長	御意見、御質問等があれば伺いたい。
委員	数値では表せない部分もあるかと思うので、定量評価対象事業と定性評価対象事業で評価の仕方を分けることは適切であると思った。
委員	どのくらい達成したかというところで、数値化することや人により感じ方が異なる充実度もあるが、自分としては事業について市民が知らないことが一番問題だと思っているので、知名度がどれくらいあるのかも指標の1つになるのではないかと思った。
委員	定量評価対象事業と定性評価対象事業に分けたことは有意義だと感じた。数値が高いに越したことではないが、分けることでより分かりやすくなると思う。
委員	定量評価対象事業と定性評価対象事業に分けることは、評価する上で非常に大事な点だと思う。また、利用している方の声を聞くことも非常に大事だと思うので、いかに利用者の声を聞くかも含め、評価をしていくことが大事だと思う。
委員	定量評価対象事業と定性評価対象事業に分けたことにより、管理しやすくなり、またチェックもしやすくなると感じた。市民にも川越市の状況を伝えていくことも大事だと思った。
委員	定性での評価については、事業それぞれが何を目標としているのかというところが分かりやすいと、こども計画との繋がりも認識しやすく

	なり、評価にも繋がっていくと考えた。
委員	定量評価対象事業と定性評価対象事業で評価の方法を分けたことは、それぞれの性質や特性に合わせて、より有意義で実践的な内容になって良いと思う。今後、進めていく中で一つ留意しなければいけないと感じたのは、定性評価対象事業は、達成基準がないというところは、事業の性質上であることは理解できるが、事業を進めていく中で、具体的にどういったところが推進されて、改善されているのかというところが、分かりにくくなってしまうところもあるのではないかという点である。その際には、なぜ定性的な指標にしたのかという点をある程度はっきりしておかないと、しばらく経つと分からなくなってしまうこともあると思うので、そういったところも整備しつつ、両面でやっていった方がいいと思った。
委員	定量評価対象事業と定性評価対象事業で、それぞれの側面で評価ができるることはいいことだと感じた。それぞれの事業が大切にしていることなど、振り返りがないと方向性がずれていってしまうと思うので、この評価によって、一旦そこに立ち戻って大切なところとか、振り返る機会になるので、すごく有意義なものであると思う。内容については、毎年同じ内容になってしまふと、形式的なものになってしまふと思うので、内容も改善しながら、より評価がきちんとされて、その事業に向き合う思いが、より良いものになっていったらよいと思った。
委員	親も子どもの言ったことを聞き逃している部分がたくさんあると思うので、ぜひ、子どもからの意見を受け付けることは今後も外さず、ここに一番重点を置いてほしいと思う。
委員	評価の方法については、他の委員と同じ意見である。それから、市民に分かりやすくしていくということと、その先の今後どのようにしていくのかというところが大事であると思った。
委員	評価の方法については、丁寧で分かりやすくていいなと思った。ただ、定性評価対象事業については、数値目標を立てていないので、どのくらい達成できているのかというところが、数値以外で確認できればいいなと思った。
委員	・別の機会に、定量評価できないものを無理矢理、定量評価に当てはめ、結果的にぎこちなさを感じるというケースがあったので、分けて評価するのはいいと思う。ただ、定量評価対象事業と定性評価対

	<p>象事業の仕分けは難しいのではないかと思った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価シートについては、市の取り組みだけでなく、新たに制度ができたり、人口動態が変わったり、最近では新型コロナ感染症の影響を受け、事業の目標が達成できないということがあったと思うが、そういった計画の目標に影響する社会的な環境変化について記載されていると、見ていきやすいと思った。</li> </ul>
委員	<p>どの事業を定量評価にし、定性評価にするのかという部分を明確にしておく必要があるかなと思った。全てを定量評価にすることは難しいが、定性評価にしてしまうと分からなくなってしまう部分もあるかと思う。そこを恣意的にならないように工夫してほしい。</p>
委員	<p>今回的方法で評価することによって目標の達成度や実数値が低ければ、そこに課題が見えてくると思うので、今後どこが本当に必要なところなのかが見えてきて非常に良いと思う。本当に必要なこどもたちへの支援や計画が進み、川越市独自の事業が分かりやすくなればいいのかなと思う。</p>
副会長	<p>評価の方法については、特に異存はない。これだけの事業があって、いかに市民に事業を知ってもらうということも、評価とともに考えていく必要があると感じた。</p>
会長	<p>委員から様々な意見を伺うことができた。これで完成ということではなく、またこの方法で実際に評価してみて、議論の中で意見が出ればまた変更していくという形になるかと思う。事務局から何かあるか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量評価対象事業と定性評価対象事業の分け方については、既にこども計画の中で、各事業について指標を設けているものと設けていないものが整理され、掲載されているところである。定性評価対象事業とは、例えば相談事業では、相談件数が増えることが目標とは設定しづらく、相談内容やそういった状態をきちんと把握できるような指標を設けている。定性評価対象事業の評価については、評価シートの現状の分析と課題と、それを踏まえた次年度の取り組みに重きを置いていきたいと考えている。</li> <li>各事業が何を目標としているのかという点については、事業の内容等と、どういう目的であるかが分かるような工夫をしていきたいと考えている。</li> <li>こども計画と各事業がどう繋がっているのかという点が、これまでなかなか見えづらかったところであるが、新たな基本目標評価シ一</li> </ul>

	トにより、こども計画の達成に向けて、一つ一つの事業が順調に進んでいるのかという視点で分析、評価し、より効果的に進捗管理を行っていきたいと考えている。
会長	その他、意見等あるか。
全委員	(特になし)
<b>5 講話</b>	
<b>こども権利の実現のために</b>	
梅田委員より、資料6に基づき、「子どもの権利の実現のために」をテーマとして講話があった。	
概要は以下のとおり。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士として活動している中で、大人と同様にこどもを対象とした支援を行うこともある。ケースを踏まえてお話しする。</li> <li>・犯罪行為をしてしまったこどもに対し、弁護人、付添人としての活動がある。一般的に、こどもは大人と比べて言葉やものに対する知識が少なく、伝達する能力が乏しいために正確に説明することが難しい。また、大人の庇護下にいること等から、大人から期待されているであろうことを言ってしまいやすく、誘導されやすい。</li> <li>・犯罪被害や虐待にあったこどもに対し、刑事手続において被害者参加弁護士として、また相手方との交渉のために代理人となって行う活動がある。こどもは、自分が犯罪行為を受けていること自体が分からず、認識していないこともあります。声をあげることが難しい。相手方に損害賠償してもらうために代理人として交渉したり、また、刑事裁判において、こども自身が意見を述べる場面等で、支援を行ったりする。虐待にあったこどもの場合には、子どもの代理人となって、こども自身がどうしていきたいのか希望や意見を聞いて話し合いをし、児童相談所と調整し、親との関係調整を図ることもある。</li> <li>・間接的にはなるが、夫婦の間で考え方があり、こどもが夫婦間の紛争に巻き込まれてしまうことがある。親の代理人のときに、子どもの対応について助言をすることもある。</li> <li>・最近では、いじめ等、学校生活における子どもの支援も増えている。</li> <li>・今まで出会った子どものケースは、家庭内や周囲の環境の問題、本人の特性や発達の問題など様々な原因が複雑に入り組んでいる。それら原因に着目し、調整していくことは大切であるが、今目の前にいるこども自身と、向き合うことが何よりも大切である。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間はみな基本的人権を享有している。生まれた時から必ず持っているからこそ、一人一人自由であって平等である。ただ、実際には、子どもは、大人よりも身体や能力、経験、情報等が当然乏しい。そのため、人権侵害を受けやすく、子どもを保護する対象と考えがちになる。しかし、弱くて守られるという存在だけではない。子どもは、大人と同じ権利の主体であるということを忘れてはならない。</li> <li>・日本では、子どもの権利条約が 1994 年に批准された。子どもの権利条約には 4 つの原則が定められている。これを受け、令和 5 年に施行された子ども基本法には、6 つの基本理念があげられている。子ども基本法が制定された背景としては、少子化や子どもの取り巻く環境を良くすることが挙げられるが、それ以前の問題として、子どもの権利、子どもが存在すること自体が尊いということが前提であることを改めて強調したい。</li> <li>・川越市子ども計画についても、子ども基本法の 6 つの基本理念にかなっていることが必要である。子ども施策の実施評価においては、6 つの基本理念にかなっているかどうか、子どもからの意見を聞き、反映させることが前提となっている。分科会において、様々な立場の委員が集まっていると思うが、それぞれの立場から一人一人の子どもを思い浮かべながら、どのように子ども計画を進めていくのかを話し合えればと思っている。いろいろな子どもを知って、全体の子どもの権利を実現できる機会になればと思う。</li> </ul>
会長	委員の皆さんから感想を伺いたい。
委員	弁護士としての子ども達との関りや、子どもの実態について伺うことができた。この分科会で様々な分野の方が意見を出し合い、子ども計画を着実に遂行していくこと、また子どもたちの意見をしっかりと反映できるよう、実践していくことが大切だなと思った。
委員	我々の施設も児童福祉施設なので、子どもの権利条約、子ども基本法を念頭に置いて仕事をしている。特に子ども基本法の基本理念の 5 番目と 6 番目、子育てをする家庭が 1 人で追い込まれないようにどうサポート体制を整えて、子ども達が夢を持ってこの社会で暮らすことに幸せを感じてもらいたいと考えている。そのためには、社会としてどのように責任を果たしていくのかということが問われているというところで、改めて勉強になった。
委員	主任児童委員の活動をしていて、様々な親子の話が出るが、どう対応したらいいのか悩むことも多い。そういう対応について、なかなか

	弁護士の方に直接相談することも難しいと思うが、そういうときはまずは児童相談所へお願いするものなのかな。
委員	虐待については通報義務があるので、児童相談所へ通報してもらえばと思うが、例えば親子間の調整をした方がいいとか、そういった場合には、弁護士事務所に相談してもいいし、埼玉弁護士会では、子ども弁護士ホットラインで子どもの相談を受け付ける日を設けている。法テラス埼玉では、無料法律相談を行っている。
委員	幼稚園で対応していると、子どもに興味のない親や、干渉しすぎたり、要求しすぎていたりする親など、様々な親がいる。ただ、子どもにもしっかりと意思があり、乗り越えられないときには応援し、自分でやりなさいということも成長する上で必要なことであるが、それが虐待と言われてしまうとちょっとドキッとしてしまう。そこをきちんと論理的にできるようにと思う一方、大人の都合で子どもが理不尽に嫌な思いをしないように関わっていかなければならぬと改めて思った。
委員	分科会の委員として、また人権擁護委員の一人として、少しでも何らかの形で役に立てたらなと思いを強くした。
委員	状況に苦しさを感じている子どもで、大人に比べて声を上げにくかつたり、状況を理解しきれていなかつたりするような子どもが、権利を主張するために、その正当性を法律の専門家の方に声を補つてもらえるという状況は、すごく子どもの強い味方であると感じた。私も大学生という立場を活かして、斜めの関係を作つて学習支援、子どもの居場所支援をする活動をしているが、子どもを取り巻く社会に、こういった色々な立場で子どもの味方になれる人がいて、苦しい状況にある子どもたちと繋がれるといいなと思った。
委員	特に子ども基本法の6つの基本理念は、今後、分科会で話し合う中で常に基本の理念として置いた上で中身を確認していく必要があると感じた。
委員	我々のNPO法人としては、子ども達、親の居場所づくりを主に大切にしているので、様々な親子と出会う機会も多い。子どもの権利を守るために、親としてできること、地域としてできることを思い浮かべながら聞いていた。様々な親子と出会うことができる立場であるので、何ができるかを改めて考えていきたいと思った。さらに、この分

	科会で子どもの権利を考えていく意義と、その上でこの分科会が大切な場であるということを改めて実感した。
委員	産後ケアを行っているので、授乳中の赤ちゃんのお母さんと良く会う。自分が虐待をしそうと不安に思っているお母さんの相談先がなかなかなく、児童相談所を案内するが、相談することを躊躇してしまう。そういう場合の相談先があれば教えていただきたいと思った。
委員	我々の団体でも居場所づくりをしていて、そういう相談を受けることや、これから保育士を目指す学生と会う機会も多く、虐待や不適切な保育をしてしまわないか不安に感じているという話も聞く。そういうときは、保護者や学生と会う機会が多い私達が地域の総合窓口となって、色々な場に繋ぐことができたらと考えている。引き続き、どこに相談に行ったらいいのか、または困っている人がいるという情報にアンテナを張っていきたいと思う。
委員	子どもが弁護士と会うケースについて話を伺って、子どもそれぞれがみんな良い環境で育つように、大人が見守っていけるような社会にしなければいけないと感じた。私達は日々市民の皆さんのが健康に過ごせるようにとお話ししているが、心の健康ということも大切なことだと感じさせられた。
委員	日頃から子ども達を見ていて、一人ひとりに様々な家庭環境が背景にあって、本当に困っている子どもも中にはいる。学校としても、なかなか声が出せない子ども達の表情や行動をくみ取り、これからもアンテナを高く察知して、行政機関や児童相談所といった関係機関と連携をとりながら子ども達の権利を守っていく立場として努めていきたいと、改めて深く感じる機会となった。
委員	他市の話だが、ずっと引きこもっていた子どもが措置入院で精神病院に入院し、退院後に自宅にも事情があつて戻れず、児童養護施設、障害者の入所施設も不足していて受け入れができず、グループホームに入所することとなった。各自治体に相談支援センターが設置されているが、相談を受けても繋ぐ先の入所施設等がないということが起きている。ぜひ、切れ目のない支援ということで、改善していただきたいと思う。
委員	私は立場的に若者と付き合うことが多いが、複雑な家庭環境などが背景にある子どもが、その環境について周りの教員や支援者に話すとい

	<p>うこと自体がなかなか難しいことであると感じている。さらにそういった事情を共有できて、色々な大人を頼ることや制度、サービスについて情報提供しても、実際に繋がるということもなかなか難しいと思う。また、そのこども自身が家庭や親をかい、外と繋がっていくことをこども自身が塞ぐこともある。その一方で、こどもは権利の主体と考えると、閉じていこうとするこどもを開いていくことはなかなか難しいところであるなど、改めて感じた。</p>
委員	<p>弁護士の方が、分科会に入る意義を改めて感じた。今後も色々な意見をいただいて、良い分科会にしていきたいと思った。</p>
副会長	<p>保育に携わる者として、子どもの権利条約の4つの原則と子ども基本法の6つの基本理念に立ち返り、確認していかなければならぬと改めて思った。また、川越市こども計画が市民生活に反映され、生き生きとしたこども計画になっていけばいいなと思う。</p>
会長	<p>今後も、ぜひ委員の皆さんとの色々な知見と一緒に学びながら、考えていくべきだと思っている。</p>